

# 遺言を書くなら元気なうちに



遺言は、15歳以上の方であれば、どなたでも残すことができます。障害があつたり病気で入院していても、遺言を残す方法はあります。でも、家族に安心して財産を引き継ぐならば、できるだけ元気なうちに作成した方が良いのです。

## 遺言書の作り方～公正証書と自筆証書

遺言書は、公正証書遺言と自筆証書遺言のどちらかの方法で作られることがほとんどです。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作り方	公証人という法律のプロに、自分の想いを遺言書に書いてもらいます。	手書きで遺言書を作ります。 ※財産目録はパソコンやコピーを利用できます。
費用	数万円くらい。	ほとんどかかりません。
遺言の実行	すぐに実行できます。	家庭裁判所の検認という手続きを通さなければ実行できません。
その他	・立会証人が2名必要です。 ・遺言書の原本を公証人が保管してくれます。	・法律で決められた形式を守る必要があります。 ・保管の仕方も検討しなければなりません。

※行政書士などの専門職に作成の支援を依頼した場合には、その報酬が上記の費用に加わります。

## 自筆証書遺言書保管制度

2020年から自筆証書遺言書を、法務局が保管してくれる制度がスタートしました。

### < 利点 >

- ◎ 家庭裁判所の検認を経なくても、遺言を実行できます。
- ◎ 法務局が保管してくれるので安心です。費用は3,900円！
- ◎ 全国のどの法務局に問い合わせても、保管してある遺言書の情報を得られます。

### < 注意点 >

- ◆ 遺言を書いた本人が法務局に出向いて保管の申請をしなければなりません。
- ◆ 遺言を書く用紙にもルールがあります。
- ◆ 法務局の担当者は、遺言の内容についてアドバイスはしません。